

令和6年第4回（6月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第78号	令和6年度上越市一般会計補正予算(第2号)	こども家庭センター	1～3

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第78号
提出課	こども家庭センター

歳出科目 (P18～P21)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童扶養手当給付事業	551,115	57,958	609,073

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	19,320	扶助費	57,958
一般財源	38,638		

【補正理由】

国による児童扶養手当の制度改正に伴い、支給基準となる所得制限限度額が引き上げられるとともに、第3子以降の加算額が拡充されることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童扶養手当給付費負担金	182,755	19,320	202,075
一般財源		368,360	38,638	406,998
合計		551,115	57,958	609,073

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童扶養手当給付費	548,267	57,958	606,225

【制度改正概要】

(1) 所得制限限度額の引上げ

(参考) 扶養している子どもが1人の場合の年収ベースの比較

- ・全部支給の所得制限限度額 : 160万円→190万円 (+30万円)
(全部支給が一部支給になる額)
- ・一部支給の所得制限限度額 : 365万円→385万円 (+20万円)
(支給が全て停止となる額)

(2) 第3子以降の加算額の拡充 : 6,450円→10,750円 (+4,300円)

※ 11月・12月分(令和7年1月支給分)から適用

歳出科目 (P20～P21)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	2,398,104	490,851	2,888,955

主な補正財源		主な経費			
国庫支出金	486,542	報酬	757	需用費	433
県支出金	1,827	職員手当等	509	役務費	5,066
一般財源	2,482	共済費	160	扶助費	483,895

【補正理由】

国による児童手当の制度改正に伴い、所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降の加算額の拡充等が行われることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童手当交付金	1,643,132	480,254	2,123,386
	子ども・子育て支援事業費補助金	18,826	6,288	25,114
県支出金	児童手当交付金	364,286	1,827	366,113
一般財源		371,860	2,482	374,342
合計		2,398,104	490,851	2,888,955

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
報酬		3,059	757	3,816
職員手当等		865	509	1,374
共済費		715	160	875
旅費		116	31	147
需用費		34	433	467
役務費		2,688	5,066	7,754
扶助費	児童手当費	2,371,690	483,895	2,855,585
合計		2,379,167	490,851	2,870,018

【制度改正概要】

区 分	制度改正前 (9月分まで)	制度改正後 (10月分以降)
支給対象児童	中学校修了まで (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 一律：15,000円 ・3歳から小学校修了まで <ul style="list-style-type: none"> 第1・2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生 一律：10,000円 ・所得制限以上所得限度額未満 ：5,000円 ・所得限度額以上：支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 <ul style="list-style-type: none"> 第1・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳から高校生年代まで <ul style="list-style-type: none"> 第1・2子：10,000円 第3子以降：30,000円
多子加算の 算定対象	高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)	22歳到達後の最初の年度末まで
支給回数	年3回(2月、6月、10月) ※各期4か月分を支払う	年6回(偶数月) ※各期2か月分を支払う

※10月・11月分(12月支給分)から適用